

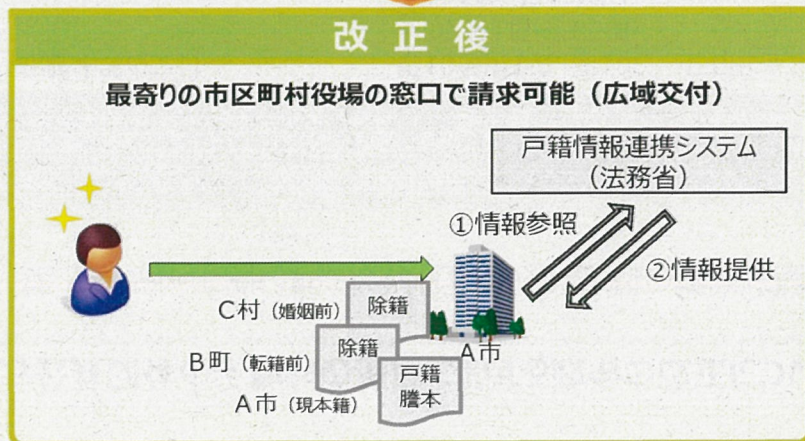
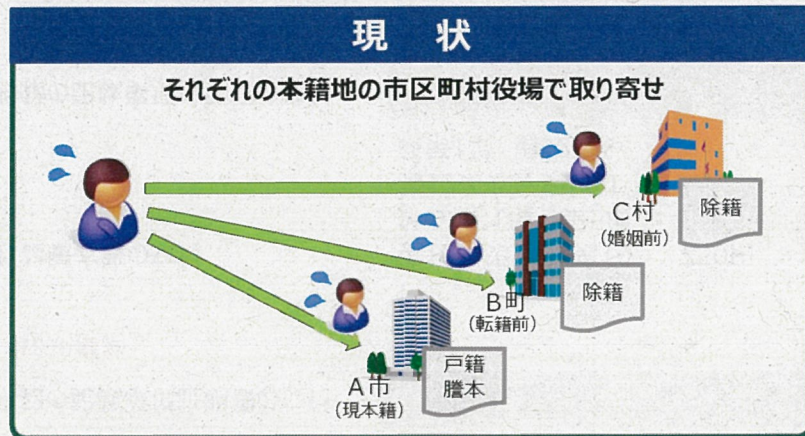
成田市手数料条例 別表第2 戸籍法関係手数料の改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

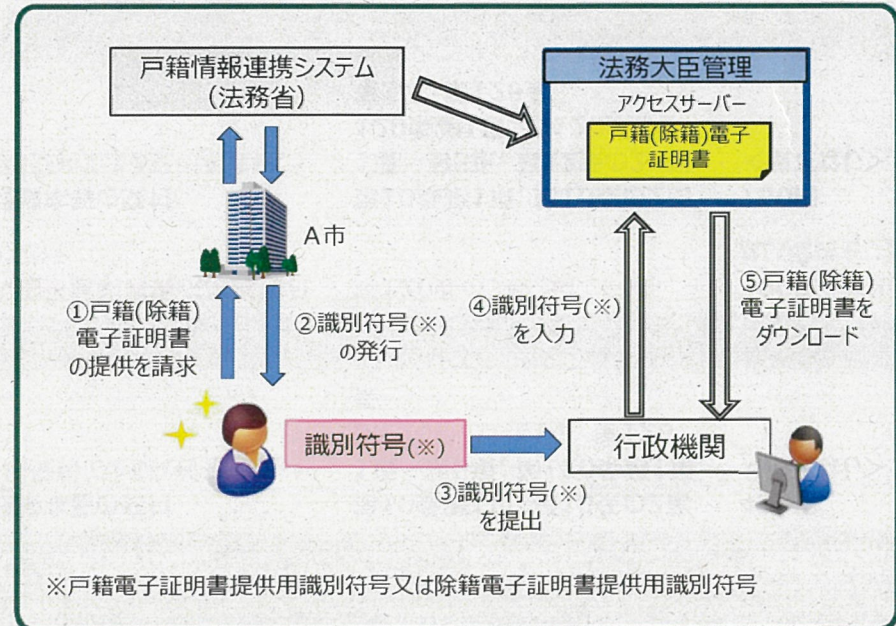
① 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



③ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正内容は以下のとおり。

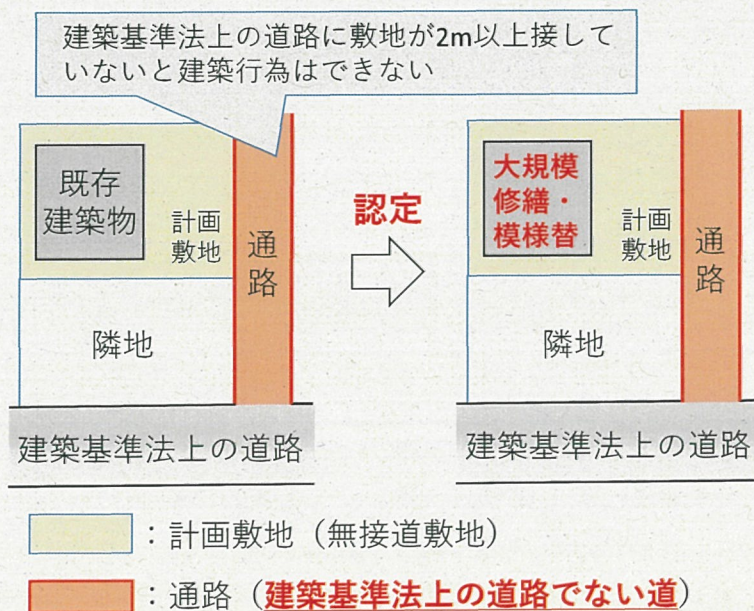
改正前			改正後		
事務の内容	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 <b>(広域交付による交付を含む。)</b>	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
<b>(新規事務)</b>	—	—	<b>戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行</b>	<b>第120条の3第2項</b>	<b>400円(徴収し ない場合あり)</b>
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 <b>(広域交付による交付を含む。)</b>	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
<b>(新規事務)</b>	—	—	<b>除籍電子証明書提供用識別符 号の発行</b>	<b>第120条の3第2項</b>	<b>700円(徴収し ない場合あり)</b>
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、 <b>届書等情報内容証明書の交付</b>	第48条第1項、第2項、第117条、 <b>第120条の6第1項</b> 、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、 <b>届書等情報の内容を表示したものの閲覧</b>	第48条第2項、第117条、 <b>第120条の6第1項</b> 、第126条	350円 <改定なし>

# 成田市手数料条例 別表第7 建築基準法関係手数料の改正について

既存建築物の改修に係る遡及適用の合理化のため、接道要件や道路内建築制限の特例認定を追加

建築基準法の道に接していないことから建築行為ができない建築物【図1】や、道路内に建築物の軒などが突出している建築物【図2】でも、建替ではなく既存建築物を再活用し低炭素化の促進につなげることを目的に、安全性の確保を前提に特定行政庁が認めた場合は、現行基準を適用せずに大規模の修繕や大規模の模様替に限り建築行為を可能とする。

【図1】接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合

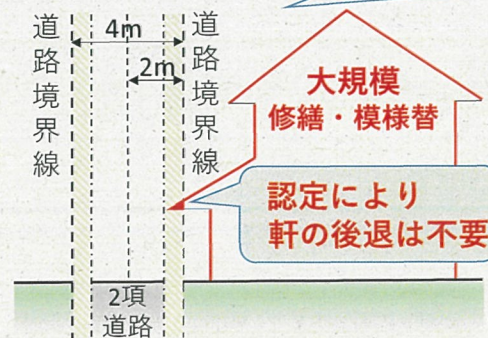


【認定基準】

- 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 利用者の増加が見込まれる用途変更を伴わないもの

【図2】道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合

建築物（それに附属する門・扉を含む）及び擁壁は、道路内に突き出して建築してはならない。  
法第42条第2項道路（基準時4m未満の道路）に接している場合、道路中心線より2mを道路境界線とみなすことから、後退した部分には建築ができない。



■ : 道路とみなされる範囲 (建築行為が制限される範囲)

【認定基準】

- 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 周囲の環境を悪化させる恐れがある形態の変更を伴わないもの